



広報誌

2020

12

No.1027

やま と たか だ



市立看護専門学校戴帽式(10月28日撮影:市立看護専門学校)

INDEX

大和高田市職員の給与・定員管理などの概要 ①～③ 移住・就業・起業支援事業(移住支援金)のご案内/令和3年度児童ホーム入所案内 ④
令和3年度償却資産(固定資産税)の申告/入札参加資格申請の受付 ⑤ 令和2年度年末年始の交通事故防止運動 他 ⑥ 選奨式 ⑦～⑧
教育委員会表彰 ⑧ 9月定例市議会 ⑨～⑩ 感染リスクが高まる「5つの場面」/手話⑪ 消費生活センターから ⑫
まちの話題 ⑬～⑭ 「キッズゾーン」の設置 ⑭ いま、市立病院では ⑮ 人権シリーズ ⑯ BOOKサロン ⑰ 各種相談 ⑱

大和高田市職員の給与・定員管理などの概要

本市では、市職員の給与・定員管理などの概要を、毎年公表しています。

● 普通会計とは、一般会計に一部の特別会計を加えたものです（公営企業会計は含まれません）。

● 一般行政職とは、総職員数から教育職、医療職、福祉職、技能労務職、企業職などを除いたものです。

● 平成14年1月から当分の間、特別職などの給料、一般職の管理職手当を減額しています。

● 平成31年4月から当分の間、期末手当を市長、副市長および教育長は15%減額しています。

1 総括

(1) 人件費の状況
(令和元年度普通会計決算)

住民基本台帳人口 (元年度末)	64,208 人 (令和2年3月31日)
歳出額 (A)	27,509,638 千円
実質収支	505,206 千円
人件費 (B)	4,403,670 千円
人件費率 (B) / (A)	16.0%
(参考) 平成30年度の人件費率	17.5%

※ 人件費には特別職に支給される給料、報酬などを含みます。

(2) 職員給与費の状況
(令和2年度普通会計予算)

職員数 (A)	576人
給料	1,999,855千円
職員手当	399,335千円
期末・勤勉手当	817,738千円
計 (B)	3,216,928千円
1人当たり 給与費 (B) / (A)	5,585千円

※ 令和2年度の職員数と職員1人当たりの平均年間給与費です。
※ 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員の平均給料月額、初任給などの状況

(1) 職員（一般行政職）の平均年齢、平均給料月額および平均給与月額の状況
(令和2年4月1日現在)

	大和高田市	国
平均年齢	42.0歳	43.2歳
平均給料月額	296,395円	327,564円
平均給与月額	363,088円	408,868円

(2) 職員（一般行政職）の初任給の状況
(令和2年4月1日現在)

	大和高田市	国
大学卒	182,200 円	182,200 円
高校卒	150,600 円	150,600 円

(3) 職員（一般行政職）の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況
(令和2年4月1日現在)

経験年数	大学卒	高校卒
10 年	245,940円	—
15 年	297,600円	—
20 年	343,620円	—

※ 経験年数とは、卒業後直ちに採用され、引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいいます。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(令和2年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	事務員・技術員	71人	20.2%
2級	主事	63人	17.8%
3級	主任	60人	17.0%
4級	係長・主査	61人	17.3%
5級	課長補佐	35人	9.9%
6級	次長・課長	53人	15.0%
7級	部長	10人	2.8%
計		353人	100%

※ 大和高田市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
※ 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

大和高田市	国
1人当たり平均支給額 (元年度) 1,466千円	
(元年度支給割合)	(元年度支給割合)
期末手当 勤勉手当	期末手当 勤勉手当
6月期 1.300月分 0.925月分	6月期 1.300月分 0.925月分
12月期 1.300月分 0.975月分	12月期 1.300月分 0.975月分
計 2.600月分 1.900月分	計 2.600月分 1.900月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置

(2) 退職手当
(令和2年4月1日現在)

大和高田市	国
(支給率) 自己都合 早期・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度額 47.709月分 47.709月分 1人当たり平均支給額 1,134千円 19,040千円	(支給率) 自己都合 早期・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度額 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特別措置 (2%～45%加算)

※ 退職手当の1人当たり平均支給額は令和元年度に退職した職員に支給された平均額です。

元年度	
支給実績 (元年度決算)	232,520千円
支給職員1人当たり 平均支給年額	247千円
平成30年度	
支給実績 (平成30年度決算)	212,795千円
支給職員1人当たり 平均支給年額	294千円

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (元年度決算)	439,228千円
支給対象職員1人当たり 平均支給年額 (元年度決算)	718,867円
職員全体に占める手当支給 職員の割合 (元年度)	57.3%
手当の種類 (手当数)	16種類

(4) 特殊勤務手当
(令和2年4月1日現在)

支給実績 (元年度決算)	159,015,313円
支給対象職員1人当たり 平均支給年額	152,168円
支給対象地域	市内全域
支給率	4%
支給対象職員数	1,045人
国の制度 (支給率)	6%

(3) 地域手当 (令和2年4月1日現在)

区分	内 容	国の制度との異同
手 扶 当 養	○配偶者……6,500円 ○子……10,000円 ○配偶者以外の扶養親族……6,500円 ○扶養親族のうち特定期間にある子(1人につき) 5,000円加算	○配偶者……6,500円 ○子……10,000円 ○配偶者以外の扶養親族……6,500円 ○扶養親族のうち特定期間にある子(1人につき) 5,000円加算
手 住 当 居	○借家・借間…最高支給限度額 28,000円 ○持ち家…0円	○借家・借間…最高支給限度額 28,000円 ○持ち家…0円
通 勤 手 当	○交通機関利用…最高支給限度額 55,000円 ○交通用具(自転車・自動車など)利用 2km以上5kmごとに13段階の区分 (最高支給限度額24,500円)	○交通機関利用…最高支給限度額 55,000円 ○交通用具(自転車・自動車など)利用 2km以上5kmごとに13段階の区分 (最高支給限度額31,600円)

(6) その他の手当
(令和2年4月1日現在)

区 分			職員数		対前年 増減数	主な増減理由
			令和元年	令和2年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	5	5		
		総務	91	93	2	事務職員の増員
		税務	29	29		
		労働	0	1	1	事務職員の増員
		農水	5	6	1	事務職員の増員
		商工	7	7		
		土木	43	43		
		民生	163	175	12	保育士の増員
		衛生	70	74	4	保健師および事務職員の増員
		小計	413	433	20	<参考> 人口1万人当たり職員数 67.44人
	特別行政部門	教育	127	125	△2	幼稚園教諭の減員
		小計	127	125	△2	<参考> 人口1万人当たり職員数 86.91人
	累計		540	558	18	
公営企業等会計部門	病院	488	482	△6	医療職職員減員	
	水道	20	19	△1	事務職員の減員	
	下水道	10	10			
	その他	39	38	△1	事務職員の減員	
	小計	557	549	△8		
合 計		1,097 [1,323]	1,107 [1,323]	10	<参考> 人口1万人当たり職員数 172.41人	

6 部門別職員数の状況と主な増減理由
(各年4月1日現在)

区分	給料月額等
給料	市長…… 833,000円(980,000円) ※15%減額
	副市長…… 688,500円(810,000円) ※15%減額
	教育長…… 586,500円(690,000円) ※15%減額
報酬	議長…… 618,000円
	副議長…… 535,000円
	議員…… 498,000円
期末手当	(元年度支給割合) 市長 6月期 1.7月分 市長、副市長および教育長は15%減額しています。 副市長 12月期 1.7月分 計 3.4月分
	(元年度支給割合) 議長 6月期 1.675月分 副議長 12月期 1.675月分 議員 計 3.35月分
	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期) 市長 980,000円×在職月数×0.5 23,520,000円 (任期毎) 副市長 810,000円×在職月数×0.3 11,664,000円 (任期毎) 教育長 690,000円×在職月数×0.255 6,334,000円 (任期毎)
退職手当	

5 特別職の報酬等の状況
(令和2年4月1日現在)

※給料の()内は、減額措置を行う前の金額です。
 ※報酬の欄の、議長、副議長、議員の金額については、平成23年3月議会で議員提案され、減額改定があった後の金額となっています(従前は、議長670,000円、副議長580,000円、議員540,000円)。
 ※退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額および支給率に基づき、1期(市長および副市長は4年=48月、教育長は3年=36月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

[人事課 内線 214]

大和高田市職員の給与・定員管理などの詳しい内容は、市ホームページ (<http://www.city.yamatotakada.nara.jp/>) で、令和3年3月ごろ、公表する予定です。

市人事行政の運営等の状況

1 職員の任免に関する状況

(1) 採用者の状況（令和元年度）

	試験	選考	計
一般行政職	37	3	40
教育職	3	4	7
医療職	40	—	40
計	80	7	87

※奈良県からの派遣職員3名
（一般行政職1名、教育職2名）

(2) 退職者の状況（令和元年度）

	計	その他	自己都合	定年前退職	定年
一般行政職	26	—	11	1	14
技能労務職	3	—	1	1	1
教育職	2	—	1	—	1
医療職	44	—	35	4	5
計	75	—	48	6	21

2 職員の給与の状況

(1) ラスパイレス指数の状況

ラスパイレス指数とは、国家公務員の給料を100としたときの、本市職員の給料の水準を指数で示したものです。

● 平成30年度：97・6
● 令和元年度：97・8

(2) 給与抑制措置の状況

（一般職）

行財政改革のため、地域手当6%を、平成30年4月1日から

4%に削減しています。また、管理職手当は、平成14年1月1日から段階的に削減し、平成19年4月1日からは、医療職・教育職以外の職で定額制とし、さらに減額しています。期末勤勉手当にか

かる役職加算についても、平成16年12月から削減措置を行ってま

す。特殊勤務手当は、平成17年4月

に大幅見直し（廃止・減額）を行いました。

（常勤の特別職）

行財政改革のため、平成19年4月1日から平成31年3月31日までの間、市長、副市長、教育長ともに20%減額し、平成31年4月1日からはその率を15%とし、減額を継続しています。

また、平成19年4月1日から平成31年3月31日の間、期末手当を、市長50%、副市長30%、教育長20%減額していました。その後、平成31年4月1日から当分の間、期末手当を市長、副市長および教育長は15%減額しています。令和2年6月の期末手当について、市長は右記よりさらに30万円の減額を行いました。

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務条件、休憩・休息時間の概要

令和2年4月1日現在の職員の勤務時間は、一部の施設などを除き、午前8時30分から午

後5時15分までです（内休憩時間が60分）。1日7時間45分、週38時間45分勤務しています。

(2) 職員の年次休暇の概要と取得状況

労働基準法の規定に従い、原則として、1年に20日の有給休暇が与えられます。

● 令和元年中（1月1日～12月31日）の平均取得日数：9・6日

4 職員の分限処分・懲戒処分の状況

(1) 分限処分の概要と状況

（令和元年度）

分限処分とは、公務の能力の維持と、その適正な運営の確保のために行う処分です。

分限処分子事由	降任	免職	休職	降給
勤務実績が良くない場合	—	—	—	—
心身の故障の場合	—	—	27	—
職に必要な適格性を欠く場合	—	—	—	—
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	—	—	—	—
刑事事件に関し起訴された場合	—	—	—	—
条例で定める事由による場合	—	—	—	—
計	—	—	27	—

(2) 懲戒処分の概要と状況

（令和元年度）

懲戒処分とは、公務員としてふさわしくない非行があった場合など、職員の一定の義務違反に対して道義的責任を問う

処分です。地方公共団体における規律と、公務遂行の秩序の維持を目的としています。

懲戒処分子事由	戒告	減給	停職	免職
法令に違反した場合	—	—	1	—
職務上の義務に違反したまたは職務を怠った場合	—	—	—	—
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合	1	—	—	—
計	1	—	1	—

5 職員の服務の状況

（服務に関する基本原則の概要）

● 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務

● 信用失墜行為の禁止

● 秘密を守る義務

● 職務に専念する義務

● 政治的行為の制限

● 争議行為等の禁止

● 営利企業等の従事制限

6 職員の研修の状況

(1) 人材育成基本方針の概要

職員的能力開発を総合的、計画的に推進するための基本的な事項を明確にし、能力開発に関する諸施策実施の基準とするため、「大和高田市人材育成基本方針」を策定しています。

(2) 研修方針

令和2年度職員研修は、人材育成基本方針にのっとり、住民ニーズの高度化・複雑化

7 職員の福祉・利益の保護の状況

（公務災害補償の概要と実施状況）（令和元年度）

公務上の災害（負傷、疾病、障がいまたは死亡）または通勤による災害

を受けた場合、地方公務員災害補償基金から、一定の補償がなされます。

	認定件数	傷病	死亡
公務上の災害	26	—	—
通勤途上の災害	2	—	—

8 公平委員会の業務の状況

（令和元年度）

● 勤務条件に関する措置の要求：1件

● 不利益処分に関する不服申し立て：0件

● 職員の苦情処理：0件

● 公益通報および不当要求行為についての状況

（令和元年度）
● 公益通報の件数：0件
● 不当要求行為の件数：0件

（人事課 内線214）

移住・就業・起業支援事業 (移住支援金)のご案内

東京圏(※)から大和高田市に移住し、かつ奈良県が運営するマッチングサイト「ジョブならnet」に登録している企業に就職した人、または県内で起業しようとする人に対して移住支援金を支給します。

※東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県

▽対象者

左記の(i)かつ(ii)の要件を満たす人

(i) 移住に関する要件

① 大和高田市に転入する直前の10年間のうち、通算して5年以上、東京23区に在住または、東京圏のうちの条件不利地域(※2)以外の地域に在住し、東京23区への通勤をしている人

② 大和高田市に転入する直前に、連続して1年以上、東京23区に在住または東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区への通勤をしていた人

③ ①・②を満たす人で大和高田市に転入後、3か月以上1年以内であることなど

※2

東京都：檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、

三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村

埼玉県：秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、

小鹿野町、東秩父村、神川町

千葉県：館山市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、

東庄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町

神奈川県：山北町、真鶴町、清川村

(ii) 就業または起業に関する要件

・ 就業の要件：奈良県マッチングサイト「ジョブならnet」(<https://www.job-nara.pref.nara.jp/>)に掲載の対象企業の求人に応募し、採用され、就業後、3か月以上経過している人

・ 起業の要件：奈良県が実施する起業支援事業の交付決定を1年以内に受けた人

▽支給額

単身世帯の場合：60万円／人
2人以上世帯の場合：100万円／世帯

申請方法など、詳しくは左記へ。

〔産業振興課 内線248〕

令和3年度児童ホーム入所案内

▽対象

市内公立小学校に令和3年度在籍を予定し、放課後保護者などが保育できない家庭の児童

※令和3年4月1日から令和4年3月31日までの利用申込みです。

※現在入所中で、継続して希望する人も、申込みが必要です。

※令和3年度新1年生も、本期間に申込みが必要です。

▽受付期間

12月1日(火)～28日(月)

午前8時30分～午後5時15分
※12月17日(木)・24日(木)は午後8時まで。

※土・日・祝日は受付していません。

▽受付場所 学校教育課(市役所2階)

▽保育時間

令和3年4月から保育時間を1時間延長し、午後7時までとします(午後6時以降利用する人は、別途延長保育料の負担が必要)。

● 平日授業がある日 放課後～午後7時

● 平日授業がない日 午前8時30分～午後7時

※日曜・祝日・夏期(8月12日～16日)・

年末年始(12月28日～1月4日)・3月31日(ホーム休所日)は閉所。

▽必要書類

① 児童ホーム入所申請書 ② 勤務状況等証明書 ③ 入所申請に関する承諾書 ④ 帰宅方法に関する承諾書(④は任意提出)

※申請書は学校教育課で配布。

※市ホームページからも、申請書一式をダウンロードできます。【申請書ダウンロード→学校教育課→児童ホーム入所申請書様式】

▽入所決定 2月上旬頃予定

▽費用

● 保育料：月額4,000円(2人目以降は月額2,500円)

● 延長保育料：金額は12月中に決定する予定です。

● 傷害保険料：月額800円(予定)〔学校教育課 内線151・152〕



令和3年度償却資産(固定資産税)の申告

1. 令和3年度 償却資産(固定資産税)の申告

市内に事業用の償却資産(土地・家屋以外の事業用資産で、その減価償却額または減価償却費が、法人税法または所得税法上の規定による所得の計算上、損金または必要な経費に算入されるもの)を所有している個人・法人の人は、地方税法第383条の規定により毎年1月1日現在における資産の状況を市役所へ申告する必要があります。

▽申告方法

申告書などの書類に必要な事項を記入して提出してください。申告に必要な書類は、窓口または郵送で渡しますので、税務課まで連絡してください。また、市ホームページ(<http://www.city.yamatotakada.nara.jp/>)「申請書等ダウンロード」↓「税務課・収納対策室」↓「23」からダウンロードできます。

・窓口での申告

令和3年1月4日(月)～2月1日(月)(※土・日・祝日を除く)の午前8時30分～午後5時15分の間、市役所2階税務課窓口へ提出してください。

・郵送での申告

令和3年2月1日(月)【消印有効】までに、市役所税務課(T635・8511 大中100番地)へ郵送してください。

・電子申告

地方税電子申告eLTAX(エルタックス)からも申告ができます。詳しくは、エルタックスホームページ(<http://www.eltax.lta.go.jp/>)を見てください。

なお、申告書の提出に当たっては、マイナンバーを記載してください。

2. 「新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の事業用家屋及び償却資産に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置」に関する申告

▽申告方法

申告書に必要な事項を記入の上、認定経営革新等支援機関などの確認を受け、①「収入減を証する書類」(会計帳簿や青色申告決算書の写しなど)②事業用家屋については「特例対象資産一覧」、「特例対象家屋の事業専用割合を示す書類」(青色申告決算書など)③償却資産については「令和3年度償却資産申告書」を提出してください。申告に必要な書類は、市ホームページからダウンロードできます。また、郵便での送付を希望する人は、税務課まで連絡してください。

▽対象

令和2年2月から10月までの任意の連続する3か月間の事業収入が、前年の同期間の事業収入と比べて、30%以上減少している中小企業者等(租税特別措置法に規定する中小企業者または中小企業者に該当すること)

詳しくは、中小企業庁ホームページ(<https://www.chusho.meti.go.jp/>)を見てください。

・窓口での申告

令和3年1月4日(月)～2月1日(月)(※土・日・祝日を除く)の午前8時30分～午後5時15分の間、市役所2階税務課窓口へ提出してください(期限厳守)。

・郵送での申告

令和3年2月1日(月)【消印有効】までに、市役所税務課へ郵送してください。
※期限を過ぎると特例を受けることはできませんので、注意してください。

〔税務課 固定資産税係 内線249・268〕

入札参加資格申請の受付

建設工事、

測量・建設コンサルタント

〔市外定期・市内追加受付〕

令和3年度の建設工事・測量・建設コンサルタントの入札参加資格申請は、市外業者の定期受付および市内業者の追加受付となります。

なお、市役所への参加申請書を提出した場合、上下水道部(水道部門)への提出は必要ありません。

※令和2年に申請された市内業者は、今回の申請は不要です。

▽受付期間

令和3年2月1日(月)～26日(金)(土・日・祝日を除く)

午前9時～正午、午後1時～4時

▽提出方法

市役所別棟1階契約監理室へ持参または郵送

※郵送の場合は令和3年2月26日(金)必着

▽登録有効年度

・市内業者 令和3年度(追加受付)

・市外業者 令和3・4年度

▽提出書類

詳しくは、12月下旬に市ホームページに掲載します。

物品購入等、

建物管理等業務

市内・市外業者〔追加受付〕

令和3年度の物品購入等業務および建物管理等業務(清掃・警備・建物管理)の入札参加資格申請(追加受付)を受け付けます。

※令和2年に申請された業者は、今回の申請は不要です。

※建物管理等業務は、法人のみの受付です。

▽受付期間

令和3年2月1日(月)～26日(金)(土・日・祝日を除く)

午前9時～正午、午後1時～4時

▽提出方法

市役所別棟1階契約監理室へ持参または郵送

※郵送の場合は令和3年2月26日(金)必着

▽登録有効年度

・市内業者 令和3・4年度

詳しくは、12月下旬に市ホームページに掲載します。

〔契約監理室

内線627・652〕

住宅用火災警報器の 維持管理について

消防法により、住宅用火災警報器の設置および維持が義務付けられています。

住宅用火災警報器の電池の寿命は多くが10年程度です。一度、設置している住宅用火災警報器の設置時期を確認してください。本体や裏蓋の中にある電池の裏などに記載されている「製造年」を見れば確認できます。

住宅用火災警報器は命や財産を守る大切なものです。故障や電池切れが原因で作動しなければ設置している意味がありません。あなたや家族の命を守るためにも適切な維持管理を行っていきましょう。

〔高田消防署 25・0119〕

犬の飼い方と マナーの確認を

多くの人が動物に魅力を感じたとしても、すべての人が、好感をもつわけではありません。ペットを飼っている人は、今一度、フン尿、鳴き声、放し飼いなど、周囲に迷惑をかけていないか確認しましょう。

犬の散歩マナーについて考え ましょう

◎フンは必ず持って帰りましょう

散歩中、「後始末がめんどうだから、つついそのまま…」という人はいませんか。フンを持って帰ることは、飼い主としての最低限のマナーです。散歩のときは、必ず、ビニール袋

などを携帯しましょう。

◎リードをつけて散歩しましょう

人通りの多いところでは、周りへの配慮としてリードを短く持つようにしましょう。

犬の放し飼い、リードなしの散歩は条例で禁止されています。

〔環境衛生課 内線281〕



令和2年度年末年始の 交通事故防止運動

県内での交通事故発生状況は減少傾向にあるものの、昨年11月、市内で死亡事故が発生しています。

年末年始は、飲酒運転による交通事故が増加します。一人ひとりが、交通ルール・マナーを守ることによって事故を減らすことができます。

▷期間 12月15日(火)～令和3年1月5日(火)

▷運動重点 (全国重点)



○全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

○飲酒運転の根絶



○自転車の安全利用の推進と自転車乗用中の交通事故防止



○子供と高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止

○横断歩行者の保護と正しい横断

〔生活安全課 内線322〕

高田民踊普及会



▽会員数 13人

▽活動概要 中央公民館や老人ホーム、コスモスプラザなどで稽古をしています。

文化協会のイベントや桜祭り、おかげ祭りなどにも参加しています。

▽団体理念 古典文化に興味を持ち、幅広い年齢層に普及できることを目的としています。そして、「心と体を美しく」という想いを基に楽しんでいます。

▽連絡先 藤木(若柳都司緒)

22・5746

市民交流センター(コスモスプラザ)に登録している活動団体を、順次紹介します(順不同)。

一緒に活動したいと思う人、または興味のある人は、連絡先まで問い合わせください。

〔市民協働推進課 24・3210〕

市の発展に尽くされている皆さんを表彰

選奨式

11月3日文化の日、「大和高田市選奨条例」に基づいて、12名の皆さんが表彰され、功労章を受章されました。
それぞれに、永年にわたり活動に尽力し、顕著な功績をあげられています。今後、なお一層の活躍を祈念して、お祝い申し上げます。

市選奨条例に基づく受章者

●地方自治功労者

木山 猛さん



多年にわたり、本市町総代として地方自治の伸展に努められ、地域社会の発展に尽くされている功績による表彰

●教育功労者

表 啓充さん



多年にわたり、本市社会教育委員および同委員会議議長として本市の社会教育の振興に尽くされた功績による表彰

●体育功労者

澤田 志津子さん



多年にわたり、バレーボールの普及と後進の指導育成に努められるとともに、本市スポーツ推進委員として社会体育の振興に尽くされている功績による表彰

●商工功労者

片岡 源矩さん



多年にわたり、本市商工業の育成指導に努められ、産業と地域経済の伸展に尽くされている功績による表彰

●商工功労者

當麻 和重さん



多年にわたり、本市商工業の育成指導に努められ、産業と地域経済の伸展に尽くされている功績による表彰

●厚生功労者

吉川 規佐子さん



多年にわたり、地元老人クラブの育成に尽力され、また本市老人クラブ連合会役員として高齢者の生きがいづくりに尽くされている功績による表彰

●民生功労者

松田 祥子さん



多年にわたり、本市民生児童委員として社会福祉活動に献身されるときに、同協議会連合会役員として民生の安定と市民福祉の向上に尽くされた功績による表彰

●民生功労者

島田 昌彦さん



多年にわたり、本市民生児童委員として社会福祉活動に献身されるときに、同協議会連合会会長として民生の安定と市民福祉の向上に尽くされた功績による表彰





教育委員会表彰

令和2年11月6日、教育の分野で顕著な功績をあげられた6名が、表彰されました。皆さん、おめでとございます。

●保健衛生功労者

森井 章夫さん



多年にわたり地域歯科医療の発展に努められ、本市歯科医師会会長として広く歯科保健活動の推進に尽くされた功績による表彰

●消防功労者

藤井 宏庸さん



多年にわたり、本市消防団分団長として市民生活の安全と災害の予防に献身され、とともに、後進の指導育成に尽くされている功績による表彰

●消防功労者

岡本 好司さん



多年にわたり、本市消防団分団長として市民生活の安全と災害の予防に献身され、とともに、後進の指導育成に尽くされている功績による表彰

●共生社会推進功労者

布施 正保さん



多年にわたり人権尊重の確立および男女共同参画の推進に尽力され、心豊かな市民社会の形成に寄与されている功績による表彰



今堀 裕弘さん

多年にわたり、高田美術協会会員として活躍、特に日本画の部の理事として、その創作活動と後進の指導に尽力され、本市の芸術文化の振興に貢献された功績



若杉 二三代さん

多年にわたり、大和高田市PTA協議会の副会長として活躍、PTA活動および学校教育、社会教育の発展に貢献された功績



上田 ゆき子さん

多年にわたり、高田視聴覚講座の会長として講座運営の企画や立案に尽力し、生涯学習活動の充実に貢献された功績



藤井 和子さん

多年にわたり、大和高田市文化協会茶華道部理事として活躍、文化協会の発展に尽力され、ともに、本市の文化の振興に貢献された功績



当廣 俊弥さん

多年にわたり、大和高田市のスカウト活動に団委員として携わり、青少年活動の活性化に努められ、本市の青少年健全育成に貢献された功績



白石 正二郎さん

多年にわたり、ゲストティーチャーおよび児童の登校指導にボランティアとして尽力され、教育活動の充実に貢献された功績



一般質問

令和元年度 大和高田市一般会計決算などを認定

令和2年9月定例市議会は、9月4日から17日までの14日間開催されました。

本定例会には、専決処分の報告1件、人事案件4件、決算の認定9件、企業会計決算に伴う剰余金処分に關する案件2件、補正予算5件、条例案件6件、契約案件1件、財産取得案件2件及び、意見書3件の計33議案が提出され、それぞれ承認・同意・認定・可決されました。

本号では、9月17日に行われた一般質問の一部等について、お知らせします。

なお、人事案件については、教育委員会として菅澤昌子氏及び、佐々木順久氏の任命（再任）に、人権擁護委員として中原美智子氏及び、竹村恵以子氏の推薦に、それぞれ同意されました。

また、大和高田市議会基本条例の制定についてを議員提案され、全員の賛成で可決されました。（趣旨は末尾に掲載）

問 遊歩道や公園の安全対策について

・高田川西側遊歩道について
・大中公園について

創生高田 植田議員

答 本来遊歩道は、自転車やバイクは押して歩く

ことになっている。近鉄大和高田駅西側の高田川西側遊歩道を自転車やバイクが走行している状況に対しては、維持管理者として、「歩行者以外進入禁止」の看板

問 中小企業の支援について

絆 仲本議員

答 中小企業の支援について

では、企業誘致などを含む大和高田市商工業振興促進奨励金の交付により支援していきたいと考えてい

今後、降りての通行が良いか、走行できる範囲を指定していくのが良いか、所有者である奈良県と協議をしていきたい。

る。商工業振興促進奨励金は、市内に商業施設または工業施設を設置する事業者に対して奨励金を交付し、産業の振興及び雇用の拡大を図り、本市経済の活性化と経営基盤の強化を図ろうとするものである。

現在、商業施設の対象業種としては、卸売・小売業、飲食サービス業など、工業施設の対象業種としては、製造業・運輸業などを対象として支援を行っている。

今後は、市の財政状況も踏まえながら、多くの中小企業が奨励金の交付を受けられるよう対象業種の拡大や要件の緩和などについても検討していきたいと考えている。

問 土庫川・甘田川の内水被害対策について

・内水被害の状況把握と対策について

日本共産党 所議員

答 内水被害については、市職員の巡視から得た

情報をはじめ、消防団・高田消防署・高田警察署・高田土木事務所など、多くの関係機関から提供された情報を中心に状況の把握を行っている。集まった情報は、住宅地図ソフトを利用し、情報の蓄積も行っている。

また、内水被害への対策については、宅地開発事業者への適切な指導、問題がある水路の改修や雨水の一時貯留施設の建造など様々な対策を講じているところである。特に、短時間豪雨の際、蔵之宮町や池田に整備した大型の一時雨水貯留施設で排水のタイミングを

調整することが、有効な手段であると考えている。今後の貯留施設の建設には効果的な土地の確保や多額の費用が必要であるため、国や県の支援などを注視、研究していきたい。

問 学校教育について

・授業進度の調整と学習支援について

日本共産党 向川議員

答

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、本市においては令和2年3月から5月までの間、休業措置を行った。これを受け、児童生徒の学習機会を保障するため、夏期休業期間を短縮し、さらに学校行事を精選することで授業時数の確保を図っている。

学習の進捗状況については、各学校から定期的に報告を受け状況確認するとともに、各学校において、年度末までに全ての学習内容を終わらせるよう学習計画を再編成したところである。これまでから児童生徒の学習への取り組み状況や理解度を的確に把握し、情報を

教員間で共有して指導に当たっており、今後にも必要に応じて補習などの学習支援や家庭との連携に取り組んでいきたい。

問 コロナ禍での官民連携の経済活性化対策について

・「地域未来構想20」について
公明党 米田議員

答

令和2年7月に内閣府により、各政策分野の専門家との連携、既存の施策や国の施策との連携、他の分野の施策との相乗効果の追求などを強化することを目的として、関心のある地方公共団体、提供可能な技術、ノウハウを持つ専門家、関連施策を所管する省庁の3者のマッチングを支援する『地域未来構想20オープンラボ』が設立された。

本市は、「地域未来構想20」に示される20の政策分野のうち、「行政IT化」「防災IT化」「スポーツシティ」「地域経済の可視化」「教育」「地域交通体系」「強い農林水産」「地域社会・観光地域づくり法人」「物流の進化」の9種の分野で登録し、関係各方面から多くの情報が得られるようになっていく。

今後の事業立案については、これを有効に活用していきたい。

問 コロナ禍での高齢者対策

・高齢者のコミュニティについて
公明党 横田議員

答

現在、高齢者の居場所は市内に約50か所ある。いろいろな調査結果からも、心身機能の低下に加え、認知症の進行や認知機能の低下が懸念されており、コロナ禍においても適度な運動、十分な栄養摂取や口腔ケア、人との交流が行えるよう、専門職の派遣に加え、体操などをホームページ上で動画の配信も行っている。高齢者の居場所の中心者へのサポートとして、

現在も地域で立ち上げたいといった相談があれば、地域に向いて支援を行い、また、活動中の団体については、担当課職員や理学療法士などの派遣を行っている。

コロナ禍における地域の新たなニーズの把握を行いながら、地域の身近なところで、感染防止を行いつつ、

閉じこもり予防や認知症予防などの介護予防に取り組んでもらえるよう、今後も支援を継続していきたい。

●関係庁等へ提出した意見書

- ・新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書
- ・所有者不明私道の解消に向けた法制度の整備を求める意見書
- ・コンビニ交付サービスを活用した罹災証明書の交付を求める意見書

委員会 審査結果

総務財政委員会

令和2年度大和高田市一般会計補正予算（第8号）ほか6議案
全会一致で原案どおり可決

民生文教委員会

令和2年度大和高田市国民健康保険事業特別会計補正予

算（第3号）ほか4議案
全会一致で原案どおり可決

環境建設委員会

令和2年度大和高田市水道事業会計補正予算（第2号）
全会一致で原案どおり可決

決算特別委員会

令和元年度大和高田市一般会計決算の認定についてほか10議案
賛成多数で認定及び原案どおり可決

★大和高田市議会基本条例を制定★

市議会は、市民に分かりやすく開かれた議会運営の下、市民への情報提供と情報の共有化を図るとともに、市民との対話などを通じて意見を正しく取り、大和高田市の行政財政運営に反映させなければなりません。こうした認識を市民と共有し、市議会の使命を果たす目的からこの条例を制定されました。
（この条例は令和3年4月1日から施行です）

次の定例会は、12月4日に開会の予定です。

感染リスクが高まる「5つの場面」

全国的に新型コロナウイルス感染症の感染者数が急増しています。

感染リスクの高い行動を避けていただき、手洗い・うがい・手指の消毒・マスクの着用などの徹底をお願いします。

場面① 飲酒を伴う懇親会など

- 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。
- 特に敷居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、回し飲みや箸などの共用が感染のリスク



場面② 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のしご酒では、短時間の食事と比べて、感染リスクが高まる。
- 大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



場面③ マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話することで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、昼カラオケなどでの事例が確認されている。
- 車やバスで移動する際の車中でも注意が必要。



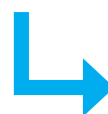
場面④ 狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。



場面⑤ 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることもある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。



しゅわ
手話を

おほ
覚えましょう

「ご存じですか、障害者週間」

毎年12月3日～9日は、障害者基本法第9条で、障害を持つ人々が、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することを促進するための「障害者週間」と定められています。手話言語条例が、聴覚障害を持っている人だけでなく、さまざまな障害を持っている人とのコミュニケーションについて考えるきっかけになればと思います。今月の手話単語は、「手話」「車椅子」「点字ブロック」です。

《手話》

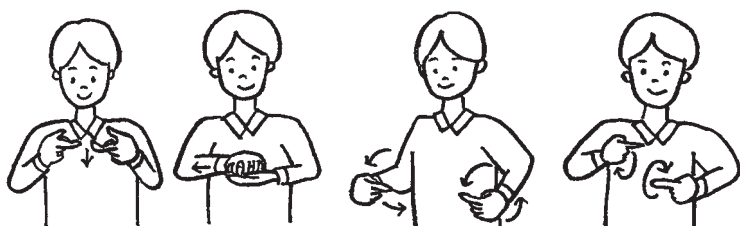
両手人差し指の指先を左右に向けて上下に置き、垂直に交互に回す。

《車椅子》

腹の脇で両手人差し指を向かい合わせ同時に回す。

《点字ブロック》

左手掌に右手の折り曲げた5指をのせて揺らせながら右へ移動し、両手2指を折り曲げた指先を向き合せて同時に下ろす。



消費生活センターから

400万円あげる？
利益誘引型サイトの
甘い誘惑にご用心！

資産家と称する見知らぬ人からお金を受け取ってほしいというメールが届いた。「市内でもすでに10人の女性に400万円ずつ寄付。いろいろな施設にも寄付を続けており、新型コロナウイルスで困っている人に寄付したい」という内容だった。メールの内容を信用し、相手方とメールのやり取りをするため、指示されたサイトに登録。登録料やメールのやり取りに次々とサイト内ポイントを請求され、クレジットカードや銀行振込で100万円近いお金を使ってしまった。(60代女性)

「悩みを聞いてくれたらお金をあげる」「当選金を受け取ることができる」などと嘘のメールを送り、サイトに誘導し、登録料やサービスの利用料金、手続き費用と称して、高額な金額を請求される相談が増えていきます。事例のように、いとも簡単に高額なお金が入るよう近づき、出会い系や懸賞サイトなどに登録した後に、お金を取得するために次々と名目を変え、メールの交換を求めてポイント料として高額なお金を請求されるサイトを利益誘引型サイトといいます。一度お金を払ってしまったら、サイトの指示通りにお金を払ってしまえば抜け出すことが困難になり、サイトの指示通りにお金を払ってしまっても、一向にお金をもらえないことができず、トラブルになっていきます。冷静になって考えれば、「だまされている」と気付くと思います。楽にお金を手に入れたという

人の心理に付け込んだ詐欺だと考えられます。お金の支払い方法は、銀行振込、クレジット払い、最近では電子マネーもよく使われています。甘い話には絶対乗ってはいけません。

消費者へのアドバイス

1. インターネットやSNSで知合った相手方を簡単に信用しない

サイトは匿名性が高いため、「うそ」や「なりすまし」が容易です。被害にあっても、その証明が難しく、お金を取り戻すことは困難です。

2. サイトの課金システムには注意
はじめは無料でも、有料サイトへの登録を強いられ、相手方とのメールのやり取りのたびに料金が掛かります。最終的に高額になることが多いので、注意してください。

3. 登録した覚えのないサイトには関わらない

一方的に登録されたサイトとは契約は成立していないので、お金を払う必要はありません。不当に請求されても、連絡したり、個人情報を知らせてはいけません。着信拒否、メールアドレスや電話番号を変更するなどして、一切関わらないでください。

4. 少しでも不安に感じたら、すぐに消費生活センターに相談してください。



あれ?「無料点検」のはずが...

訪問してきた業者の方に「配水管を無料点検します」と言われてお願いしたら、高圧洗浄が必要とのことで5万円の契約をしてしまいました...

本当に必要な場合もあるけど、必要なのに高圧洗浄を勧誘されてトラブルになるケースも増えているから、騙された可能性もあるね。

確かによくある手口ですね...
その場では「このままでは大変なことになります」と言われて、つい雰囲気流されてしまいました。

「無料で点検する」などと勧誘してくる業者には安易に応じない方がいいよ。断るのが苦手な人は意図せず契約してしまってトラブルになる可能性が高いからね。

うう...耳が痛いです...

とにかく強引に契約を迫ってきてきっぱり断るか、一旦契約を保留して消費生活センターに相談してみよう。

不安なまま話を進めるよりその方がいいですね。

新型コロナウイルスの終息を夜空に願って

10月25日(日)、市内で午後7時から5分間シークレット花火が打ち上げられました。この花火は「地域交流空間エンジン」によるもので、コロナ終息の願いや医療従事者への感謝の気持ちなどを表現することを目的に企画されたこのことです。

見物人による密を避けるため、場所などは非公開でしたが、花火が始まるとその音を聞いた人たちが夜空を見上げて楽しんでいました。

〔自治振興課 内線227〕



市内の夜空が花火で彩られました

積極的な防犯活動による表彰を受章

10月26日(月)、高田地区地域安全推進委員高田支部長の安井進さんが堀内市長を表彰訪問しました。

同団体は長年にわたり、積極的な地域防犯活動を展開しており、通学路における見守り活動などの防犯活動について「防犯功労団体表彰」を受章されました。

堀内市長は「地域の安全を守ってくださってありがとうございます。これからもよろしく願います。」と話しました。

〔生活安全課 内線320〕



堀内市長(左)と安井進さん(右)

市立病院職員の感染症対策に、空気清浄機を寄贈

10月28日(水)、大和高田ロータリークラブより、感染リスクの高い環境で業務に従事する職員の負担を和らげることがを目的として、空気清浄機15台の寄贈がありました。市立病院では、新型コロナウイルス感染症対策として、室内換気の徹底や食事の際に密にならないよう席の間隔を空けるなどの取り組みを行っています。空気清浄機の設置をすることにより、さらに感染症拡大防止を図ることができます。

〔市立病院管理課 ☎53・2901〕



高性能な空気清浄機をいただきました

今月の表紙

看護師をめざす決意を胸に

10月28日(水)、市立看護専門学校で戴帽式が行われました。

戴帽式は、学生が病院実習に臨む前に看護師の象徴であるナースキャップを教員から受け取る儀式で、今年4月に入学した27人が授かりました。教員が学生一人ひとりにナースキャップを与え、ナイチンゲール像からの灯火を自分のキャンドルに移し、その明かりの中で看護師に必要な心構えや考え方が込められたナイチンゲール誓詞を朗読しました。

学生たちは、よりいっそう気を引き締め、決意を新たにしました。

〔市立看護専門学校 ☎53・2901〕



27人の学生がナースキャップを授かりました

「キッズゾーン」の設置について



「キッズゾーン」とは、昨年5月、滋賀県大津市で発生した保育所外を移動中の園児らが死傷した大変痛ましい交通事故を受け、政府が子どもたちの命を守る交通安全対策として設置を推進するものです。保育所などの周囲半径500メートルを原則として子どもが移動する経路に設置するもので、園児などに対する意識の啓発と、自動車のドライバーなどに対する注意喚起を促すことが主な目的です。

本市では、市内一円で「キッズゾーン」を設定し、みくちゃんの図柄入りの路面標示や、道路・交差点のカラー化、歩行者を守る防護柵の設置などの取り組みを実施しています。

なお、この「キッズゾーン」には速度規制などの交通規制は伴わず、あくまで園児などに対する意識啓発と注意喚起を行うものです。

皆さんで、次世代を担う大切な子どもの命を守りましょう。



〔生活安全課 内線 321・322〕

ドライブスルー方式の発熱者検査センター

毎年冬季はインフルエンザが流行しており、症状が新型コロナウイルス感染症と酷似しています。本市対応策として、発熱者の診察およびPCR検査などをまとめることができるドライブスルー方式の発熱者検査センターを設置しました。検査時の感染リスクを軽減でき、市内の医療機関の混乱と市民の不安軽減につながることでできます。なお、設置場所は非公開としており、予約は市内の医療機関からに限られます。

〔保険医療課 内線532〕



検査時の様子(写真は加工しています)

高田中学校の癒しの空間

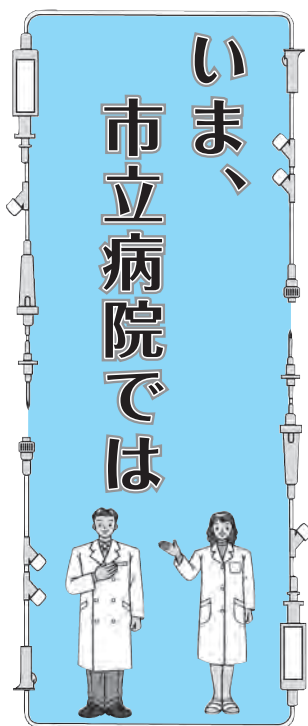
高田中学校の中庭で、今年5月に植えられた小菊が咲き始めました。

新型コロナウイルス感染症の影響で生徒が登校できない間に、校長先生や教頭先生が率先してトラクターやくわで耕し、「花が咲くころには新型コロナウイルス感染症が収まって、みんなが元気に学校に来てほしい」という想いを込めて植えられました。西嶋校長先生は、生徒たちがほっとできる空間をつくりたいという思いがあり、「休憩時間に中庭の花を見て癒されてほしい」また、「花を見てきれいと感じる感性



中庭に咲いている小菊

をはぐくみたい」と話していました。
〔高田中学校 ☎22・0851〕



インフルエンザと新型コロナウイルス感染症対策

インフルエンザは、突然38度以上の高熱を生じ(38度を超えないこともある)、悪寒(急な寒気)などが最初の症状として現れます。他には咳、鼻水、全身倦怠感、筋肉痛、関節痛、嘔吐、下痢、腹痛などもみられる感染症です。原因となるウイルスの感染力が非常に強いことが特徴です。1人が感染すると周り3人に感染させるといわれています。

新型コロナウイルス感染症の症状は、発熱に加えて味覚・嗅覚障害(味や臭いがわかりにくくなる)を伴うことがあります。また、インフルエンザと異なり、感染しても無症状の場合が多い(10〜60%ぐらい)ことも特徴です。感染力はインフルエンザよりやや弱く、1人が感染すると周り1〜2人に感染させるといわれています。

インフルエンザウイルスと新型コロナウイルスは、どちらも主に唾液(つば)や痰によって

感染する飛沫感染、ウイルスが付着したものに触って、口や鼻を触ることで感染する接触感染で感染します。そのため、感染対策には手洗いがとても大切です。さっと水で流して洗うのではなく、石けんを使って15秒〜30秒かけて指と指の間もしっかりと洗いましょう。また、どちらのウイルスもアルコールに弱いいため、アルコール消毒が有効です。マスクも非常に有効で、口と鼻をしっかり覆うことでウイルスの拡散と侵入を防いでくれます。マスクの種類によって性能はやや異なりますが、お互いがマスクをしていれば、飛沫を吸い込むリスクは50〜80%軽減されます。そのため、普段からマスクを着用していれば、周りの人にうつすリスクも減ります。特に新型コロナウイルス感染症はインフルエンザが発熱してから人につうつす状況と異なり、発症(発熱などの症状出現)2日前、つまり全く症状のない時期から人につうつす特徴があります。そして、規則正しい生活、

バランスの良い食事、しっかりと睡眠で体調を管理して免疫力を高めることも重要です。それぞれの感染症対策は、基本的には同じとなります。これらのことを守りながら、3密(密閉・密集・密接)に気を付けた生活を送ることで、感染リスクは低くなります。

そして、インフルエンザは毎年12月中旬頃より流行しはじめ、1月から2月にピークを迎えます。インフルエンザの予防にはワクチンも有効です。しかし、効果が出てくるまで接種後2〜4週間かかります。流行してから接種するのではなく、流行する前(12月中旬まで)に接種しましょう。接種後は4〜5か月に渡り効果が持続します。逆にいえば、4〜5か月しか持続しませんが、毎年の接種が必要です。インフルエンザワクチンには発症の予防だけでなく、合併症・重症化予防にもなります。接種後インフルエンザにかかったとしても、単純に「無駄だった」とは言い切れません。

これからインフルエンザ流行のピークに向け、ワクチン接種し、体調を整え、手洗いなどの感染症対策を行って、それぞれの感染症に備えましょう。

大和高田市立病院

感染管理認定看護師

里内 正樹

〔市立病院 053・29001〕

健やかな毎日を おくるために



天満診療所
医師 梅本典江

「冬の静電気対策」

冬になると車のドアやエレベーターのボタンに触れるときに「バチッ」とした痛みを起す「静電気」。多くの人が悩まされていることと思います。

静電気は物と物がこすり合って発生する摩擦帯電が原因で発生します。空気が湿っていると自然に放電されるので、湿度が高く汗をかいた夏は体に静電気が蓄積されにくいのですが、冬は空気が乾燥し汗もあまりかかないため静電気が体に蓄積しやすいのです。静電気がたまった状態で金属製のドアなど電気が流れやすいものを触ると、静電気がドアに向かって一気に放電され、あの「バチッ」という痛みをもたらすのです。

特に乾燥肌の人は皮膚の水分量が少ないため静電気が体にたまりやすく、肌を刺激するため体のかゆみが悪化する原因にもなっています。なので、静電気対策には

以下のような乾燥肌の予防が大切です。

- ① 熱い風呂には入らない、
- ② 体をゴシゴシ洗わない、
- ③ 保湿剤を正しく使う、
- ④ 部屋の湿度を保つ、
- ⑤ 天然繊維の衣類を身に着ける。

熱い風呂に入ったり体をゴシゴシ洗うと、皮膚を保護する皮脂膜やセラミドを落としてしまい乾燥肌の原因になります。湯温は40℃くらいまでとし、ナイロンタオルなどは使わずに、手でやさしく洗うようにしましょう。朝とお風呂上がりには体や手足に保湿剤を塗りましょう。部屋では加湿器を使用したりぬれタオルを干したりして、適切な湿度を保つようにしましょう。化学繊維は静電気がたまりやすく皮膚を刺激します。吸湿性が高い綿などの天然繊維が乾燥肌の人はおすすめです。また、洗たく時に柔軟剤を使用すると衣服の表面がなくなるので静電気防止につながります。

天満診療所 052・5357



「やさしい日本語」のきっかけは、1995年の「阪神・淡路大震災」のときです。はじめは外国の人に対して、気をつけることや逃げ方を英英で知らせました。でも

皆さんはやさしい日本語を知っていますか。文章などをわかりやすく表現したり、漢字にふりがなをつけて外国の人にもわかりやすくした日本語のことです。例として、「土足厳禁」の場合には「靴をぬいでください。」と表現します。今回は「やさしい日本語」で人権シリーズをお届けします。

「やさしい日本語」のきっかけは、1995年の「阪神・淡路大震災」のときです。はじめは外国の人に対して、気をつけることや逃げ方を英英で知らせました。でも皆さんはやさしい日本語を知っていますか。文章などをわかりやすく表現したり、漢字にふりがなをつけて外国の人にもわかりやすくした日本語のことです。例として、「土足厳禁」の場合には「靴をぬいでください。」と表現します。今回は「やさしい日本語」で人権シリーズをお届けします。

ことで、わたしたちは相手も知っていると、思いこんでむずかしい言葉だと、気がつかずに、つかっていることがわかりました。むずかしい言葉は、やさしく、言い換え、大切なことを、はっきりと伝える。これだけで、日本に来て間もない外国の人だけでなく、お年寄り、子どもたち、かわいさを知らない人、たちにも、少しでも、わかってもらえるような言葉になります。日本に、来る、外国の人は、まだまだ、ふえるでしょう。むずかしい日本語に、困っている人を見かけたら、「やさしい日本語」で、伝えてみませんか。

「人権施策課 内線288」

人権シリーズ 213

やさしいにほんご
Good Communication



おしえて、生活困

生活困窮者自立支援法 必要多様なネットワーク

今回は、親元を離れて自立して生活していたが、職場での人間関係が上手くいかず、退職したことで生活が困窮したEさんのお話です。

Eさんは、20歳代で、アルバイトをしながら一人で生活していました。しかし、預金や手持ち金が無く、当面の生計維持もできない状態になっていました。家賃を滞納していたため、退去命令も出ていました。当面の食料は残っていましたが、新たな住居のためのお金が必要のため、就労先を探したいと相談にきました。

相談員は、早急な支援が必要と考える。寮があり、生活必需品を備えている住み込みの仕事を紹介することにしました。企業に

「ここから始まる。」

44・3111(直通)

新着図書のご案内



BOOK

サロン

一般書

わたしのノートの使い方	KADOKAWA ライフスタイル統括部／編	KADOKAWA
すごい！へんてこ生物	NHK「へんてこ生物アカデミー」 制作班／監修	祥伝社
子どものトラウマがよくわかる本	白川 美也子／監修	講談社
多年生雑草対策ハンドブック	伊藤 操子／著	農山漁村文化協会
<読んだふりしたけど>ぶっちゃけよく分かん、 あの名作小説を面白く読む方法	三宅 香帆／著	笠間書院

児童書

けんりは子どものハッピーパスポート	砂川 真澄／著	南方新社
13歳からの英語が簡単に話せるようになる本	小野田 博一／著	PHP エディターズ・グループ
かじ屋と妖精たち	脇 明子／編訳	岩波書店
わにのなみだはうそなきなみだ	アンドレ・フランソワ／作	ロクリン社
どうなってるの？どうぶつの歯 海の生きもの編	吉田 葉子／え	はる書房

電子図書館 新着コンテンツ

疲れないパソコン仕事術	小林 祐基／著	インプレス
親子で学ぶマンガでなるほど！ プログラミング教育	マルサイ／漫画	インプレス
NHK ガッテン！フレイル予防で、 一生歩ける！介護いらずの若返りワザ	NHK 科学・ 環境番組部／編	主婦と生活社
がんを疑われたら最初に読む本	高橋 基文／著	クロスメディア・パブリッシング
忙しくて余裕ない日は、豆腐にしよう。	今泉 久美／著	山と溪谷社
ポリ袋でつくるたかこさんの マフィン・スコーン・パン	稲田 多佳子／著	誠文堂新光社
気くぱりメールははじめました！	西出 ひろ子／著	インプレス
最強の自宅トレーニングバイブル	荒川 裕志／著	マイナビ
90歳を生きること	童門 冬二／著	東洋経済新報社
るるぶマンガとクイズで楽しく学ぶ！ 47都道府県	伊藤 賀一／監修	JTB パブリッシング



12月のおはなし会

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、12月に予定されていた「おはなし会」「おはなし会きらら」「えほんのよみきかせ」を中止します。ご了承ください。

図書館でおはなし会をいただいている「たかだおはなしろうそくの会」が選ぶおすすめ本

ヤングコーナー前に展示しています。

12月のテーマ

「ネズミと牛」

子年から丑年へ、干支のリレーです。なにかと気ぜわしい師走ですが、新たな気持ちで新年を迎えたいですね。

- ・十二支のお節料理(川端 誠／作)
- ・ねずみのよめいり(二俣 英五郎／画)
- ・うしかたとやまんば(瀬田 貞二／再話) など



「星」

空気が澄んで星がきれいに見える12月の夜空。星がきらめく中で、イエス・キリストは生まれたのかなあ、などと想像がふくらみます。

- ・星の子(今村 夏子／著)
- ・星の王子さま(アントワヌ・ド・サン＝テグジュペリ／作)
- ・よだかの星(宮沢 賢治／作) など



〔市立図書館 ☎ 52-3424〕

各種相談

困っていることや心配事など、ご相談ください。相談は無料で、秘密は守られます。
※市外局番は、「0745」です。

相談名	曜日	時間	場所	問合せ
消費生活相談（予約優先）	月～金曜日	午前10時～正午 午後1時～4時	大和高田市 消費生活センター	消費生活センター ☎22-1101
人権相談	第4火曜日（6、12月のみ第1火曜日）	午後1時～4時	総合福祉会館	人権施策課 ☎22-1101
行政相談	原則第4火曜日 詳しくは、問い合わせてください。	午後1時～4時	総合福祉会館	広報広聴課 ☎22-1101
中小企業金融相談 中小企業経営相談	随時（内容に応じて、産業振興課で相談窓口をご案内します）			産業振興課 ☎22-1101
母子父子相談	月～金曜日	午前8時30分～ 午後5時15分		児童福祉課 ☎22-1101
心配ごと相談	第2・4金曜日	午後1時～4時		社会福祉協議会 ☎23-5426
	第2・3火曜日	午後1時～4時	総合福祉会館	社会福祉協議会 ☎23-5426
法律相談（要予約）	第1・3・4・5木曜日 相談日の2週間前から前日までに予約	午後1時～4時	総合福祉会館	奈良弁護士会 ☎0742-22-2035
司法書士の法律相談（要予約）	第2・3月曜日	午後1時～4時	総合福祉会館	社会福祉協議会 ☎23-5426
生活相談	第2・3・4・5水曜日 事前に問い合わせてください。	午後1時～4時		社会福祉協議会 ☎23-5426
健康相談・栄養相談（要予約）	毎月1回、所定の日	午前9時～10時		保健センター ☎23-6661
子育てホットライン 健康ホットライン	月～金曜日	午前9時～正午 午後1時～4時30分		保健センター ☎23-6661
教育ガイダンス	月～金曜日	午前10時～午後5時		青少年センター ☎23-1322
家庭児童相談室	月～金曜日	午前8時30分～ 午後5時15分		家庭児童相談室 ☎23-1195
女性相談（要予約）	○第1火曜日・ 第3金曜日 ○第2土曜日 ※祝日等により変更の場合あり	○午前9時15分～ 午後0時5分 ○午後1時～3時50分		人権施策課 ☎22-1101
住まいづくり相談（要予約）	第4水曜日 平日の午前9時～午後5時の間に予約 定員4名	午後1時～4時10分		営繕住宅課 ☎22-1101
税理士による税務相談	2月・3月を除く、第3金曜日 平日（火曜日を除く）の午前9時～午後4時の間に予約、問い合わせ	午後1時～4時	総合福祉会館	近畿税理士会葛城支部 ☎22-5288
就業相談	月～土曜日	午前9時～午後5時	県産業会館3F	高田しごと i センター ☎24-2010
借金お悩みダイヤル	火・金曜日	午後1時～4時		奈良弁護士会 ☎0742-20-7830
相続・遺言お悩みダイヤル	月～金曜日	午前9時30分～午後5時		奈良弁護士会 ☎0742-22-4611
ひまわりあんしん （高齢者・障がいのある人のための法律相談）	火・木曜日	午後1時30分～4時		奈良弁護士会 ☎0120-874-737

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止・変更等になる場合があります。



大和高田市役所 TEL.22-1101 FAX.52-2801	
中央公民館	TEL.22-1315 FAX22-1316
市立土庫公民館	TEL.23-3560
市立菅原公民館	TEL.23-3561
市立陵西公民館	TEL.23-3562
さざんかホール	TEL.53-8200 FAX53-8201
図書館	TEL.52-3424 FAX52-9415
水道部門	TEL.52-1365 FAX23-3850
総合福祉会館	TEL.23-0789 FAX24-2730
社会福祉協議会	TEL.23-5426 FAX23-2298
保健センター	TEL.23-6661 FAX23-6660

市立病院	TEL.53-2901 FAX53-2908
天満診療所	TEL.52-5357 FAX52-5100
青少年課	TEL.23-1322 FAX23-2344
生涯学習課	TEL.53-6264 FAX53-6364
葛城コミュニティセンター	TEL.23-8001 FAX23-8001
クリーンセンター	
企画整備課	TEL.52-1600 FAX52-1685
美化推進課	TEL.53-5383
総合体育館	TEL.22-8862 FAX22-8863
総合公園	TEL.52-4700 FAX52-4701
さくら荘	TEL.23-4126 FAX23-8535
下水道課	TEL.52-1258 FAX52-1295
高田消防署	TEL.25-0119 FAX22-4565
高田警察署	TEL.22-0110 FAX22-2292
JR 西日本	TEL.0570-00-2486

近鉄大和高田駅	TEL.52-2414
近鉄高田市駅	TEL.53-2531
市民交流センター	TEL.44-3210 FAX44-3212
親と子のすこやか広場	TEL.44-3213 FAX44-3214
高齢者いきいき相談室	TEL.44-3215

大和高田市 市民憲章

一、おたがいに、人権を尊重し、
働くよろこびをもちましよう。
一、スポーツに親しみ、
健康をかちとりましよう。
一、老人に生きがいを、こどもに
夢と希望をあたえましよう。
一、教養をふかめ、
文化をたかめましよう。
一、自然をまもり、
平和な暮らしをきずきましよう。